

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川南町長 宮崎 吉敏

市町村名 (市町村コード)	川南町 (454052)
地域名 (地域内農業集落名)	沓袋地区 (沓袋、銀座、八幡、込の口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は、本町の北部に位置し、農業生産法人や認定農業者を中心に飼料作物、野菜等の栽培が盛んな地域である。畑地が多く、甘藷、スイートコーン、しそ、白菜、大麦若葉等の露地野菜や施設栽培でのトマトの生産が行われている。地域の南西部は、基盤整備がされておらず、狭小や不整形の農地が多く、又イノシシやシカ等の鳥獣被害も発生し、営農の継続に影響を及ぼしているため、遊休農地が増加している傾向にある。農業者の高齢化や後継者不足が進んでいるため、今後の農地利用について検討していくことが喫緊の課題である。

農業者:34人
 主な作物:飼料作物、甘藷、スイートコーン、トマト、苺、しそ、白菜、大麦若葉

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田においては、飼料作物の作付けに取り組む。畑作においては、甘藷、スイートコーン、トマト、しそ、白菜、大麦若葉等を栽培し、品質の維持・向上に取り組む。
 また、多面的機能支払交付金を継続して活用し、農地等の保全・管理を維持していく方針である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	47.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	10.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
機械の大型化、作業効率化のための畦畔除去等について、必要に応じて各種補助金制度を利用して取り組みないか検討していく。 また、近年の異常気象への対策として、排水路の設置について関係機関と共に検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者、農業生産法人を中心に持続的な農地利用につなげ、産地の維持や農業者育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除、ロール作業は、必要に応じて委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、サル、タヌキ、アナグマ等の鳥獣被害対策に関係機関と共に取り組む。
- ②施設園芸は、減農薬・減化学肥料に引き続き取り組む。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用して、農用地及び農道の保全・管理を図る。